

兵庫県立総合衛生学院学生の皆さんへ
(給付奨学金対象者除く)

兵庫県立総合衛生学院

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について

日本学生支援機構による「学生等の学びを継続するための緊急給付金」の受付を開始します。

詳細は、学院のホームページ又は下記の文部科学省のホームページで支給の要件・申請の方法を案内しておりますので、希望の方は必要書類を下記締め切り日までに提出ください。

【概要】

今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、修学をあきらめることがないよう現金を支給する事業です。

文部科学省・申請の手引き（学生・生徒用）

https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019539_1.pdf

申請書については、下記ホームページの「様式1」の申請書、「様式2」の誓約書をダウンロードください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00003.html

【必要書類】

- ・「様式1」申請書
- ・「様式2」誓約書
- ・支給要件を満たすことを証明する書類（申請手引き6ページ参照）

【締め切り日】

令和4年1月19日（水）までに、必要書類を添えて本校事務部まで

提出してください。

【その他】

- ・支給される人数に限りがありますのですべての方が支給とは限りません。
- ・文部科学省から以下の者を優先的に支給するとの通知があります
 - ・多子世帯やひとり親世帯などの家庭状況に関する考慮すべき事情を有する者
 - ・本年度、大学等独自の授業料減免や納付猶予を申請している者等経済的理由により修学の継続が困難となっている者
 - ・本年度経済的な理由で休学又は留年をせざるを得なかった者
- ・支給決定の通知はありません。口座振込みをもって支給決定の通知に代えるとの事です。

必要書類	概要	提出先	
1. 「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書」【様式1】	本制度による緊急給付金の支給を申請するための書類。 ※すでに日本学生支援機構の奨学生である場合は、振込先口座の記入は必要ありません。奨学生でない場合は、3ページに記載されている取扱い金融機関を確認したうえで振込先口座を記入してください。	在学している大学等	
2. 「誓約書」【様式2】	申請者（学生等）本人が受ける緊急給付金の支給要件等を確認するための書類。 ※申告内容に虚偽の記載があったときは、支給した緊急給付金を返還していただくことがあります。	在学している大学等	
3. 支給要件を満たすことを証明する書類	①原則として自宅外で生活している	<u>アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等</u>	在学している大学等
	②家庭から多額の仕送りがない	誓約書（様式2）に金額（年額）を記載 ※1年生は仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り額を記載 <u>預貯金通帳等の写し（任意）</u>	
	③家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書等（提出可能な場合）又は申請書の「3. 申し送り事項」に事情を記入	
	④新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入に影響を受けており、1）～3）いずれかの状況となっている 1）新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している 2）コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していない 3）アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている	1）申請書の「3. 申し送り事項」に事情等を記入 2）アルバイト先からの給与明細または振込口座の <u>預貯金通帳の写し（任意）等（2020年1月以降の2か月分で減少がわかるもの※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること）</u> 3）他の公的支援措置を受けている場合の <u>受給証明書等（提出可能な場合）</u>	
	⑤既存の支援制度について以下のいずれかを満たす 1）高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は今後利用をする者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者 2）高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者 3）要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	<u>以下に係る認定書の写し（提出可能な場合）</u> ・第一種奨学金（奨学生証） ・大学等独自の奨学金 ・民間等による支援制度等 ・外国人留学生学習奨励費	

(注)「3. 支給要件を満たすことを証明する書類」については、原則申請時に提出していただく必要がありますが、やむを得ない事由により提出が困難な場合については、当該書類の添付を省略して申請することが可能です。ただし、必要に応じて申請時に所属大学等からのヒアリングを受けて頂くとともに、申告内容に虚偽が判明した場合は、支給した緊急給付金を返還して頂くことがあります。

【様式1】

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構の「学生等の学びを継続するための緊急給付金」を申請します。
私が現在、日本学生支援機構の奨学生である場合は、日本学生支援機構が保有する私の口座情報を本緊急給付金の振込先情報として利用することに同意します。

1. 基本情報

		提出年月日	年	月	日
所属する学校名					
学籍番号					
氏名	カナ (姓)	カナ (名)			
	漢字 (姓)	漢字 (名)			
生年月日 (和暦)	昭和・平成	年	月	日生	電話番号
機構の奨学生番号 ※機構の奨学生のみ記入ください。				—	—

2. 振込先情報

※ 日本学生支援機構の奨学生は記入不要です。ただし、日本学生支援機構の奨学生であっても日本学生支援機構に登録している口座が解約済であるなどの理由により、学生等の学びを継続するための緊急給付金の受取りに支障がある場合は記入してください（日本学生支援機構の奨学金の登録口座については、別途、変更の届出が必要です）。

口座名義 (カナ氏名) ※通帳記載の口座名義人を記入					
(ゆうちょ銀行以外の金融機関)					
金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農協				支店 営業所 出張所
金融機関コード			店舗コード		
預金種別	普通預金				
口座番号 ※右詰で記入					

(ゆうちょ銀行)

ゆうちょ銀行	記号				
	番号				

3. 申し送り事項

- ※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であることや、大学等独自の授業料減免の申請状況など、大学等に申し送りすることがあれば記入ください。なお、こちらに質問などを記載しても返信致しません。
- ※ 大学等1年生で予定していたアルバイトがなくなった場合等は、そのような事情を記入ください。

--	--

4. 添付書類

- ※ 該当書類の「チェック」欄に「○」を記入してください。該当がない場合は、添付する書類名を記載のうえ、「チェック」欄に「○」を記入してください。

チェック	書類名
	アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）
	預金通帳の写し（任意）
	新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）
	アルバイト先からの給与明細（減額前、減額後 ※減少がわかるものが昨年度に係るものである場合、本年度のアルバイト収入が改善していないことがわかるものも添付すること）（任意）
	奨学生証など認定証の写し
	その他（ ）

ご記入いただいた情報は、日本学生支援機構の学生等の学びの継続のための緊急給付金のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、文部科学省、大学等、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式2】

学生等の学びを継続するための緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書

私は、独立行政法人日本学生支援機構が実施する学生等の学びを継続するための緊急給付金に申請するにあたり、次の①～⑤の申請要件について、満たしている項目を確認しました。

要件チェック項目	チェック欄(レ)	金額(年額)
① 自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない		
② 家庭から多額の仕送りを受けていない ※1年生は家庭からの仕送り予定額、2年生以上は2020年度の仕送り年額を記載すること		万円
③ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない		
④ 新型コロナウイルス感染症によりアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む。)に影響を受けており、1)～3)いずれかの状況となっている		
1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している		
2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少(50%以上減少)し、その状況が本年度になっても改善していない		
3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている		
⑤ 既存の支援制度について以下のいずれかを満たす		
1) 高等教育の修学支援新制度に申し込みをしている者若しくは今後利用を行う者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者		
3) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者若しくは利用を予定している者		

上記の内容に相違ないことを誓約し、申請内容に虚偽があった場合は返金することに同意します。

令和 年 月 日

学校名 _____ 学部/研究科名 _____

学籍番号 _____

署名: _____